各位

兵庫県姫路市網干区浜田 1000 番地 西芝電機株式会社 代表取締役社長 小林 一三

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第179条第1項に規定する特別支配株主である東芝インフラシステムズ株式会社(以下「東芝インフラシステムズ」といいます。)から、2020年1月8日付で、会社法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求(以下「本売渡請求」といいます。)の通知を受け、2020年1月8日開催の当社取締役会の決議によって本売渡請求を承認いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称: 東芝インフラシステムズ株式会社

住所:神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34

2. 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

3. 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

東芝インフラシステムズは、当社株主の全員(但し、東芝インフラシステムズ及び当社を除きます。 以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社の普通株式(以下「本売渡株式」といいます。)の対価(以下「本売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき240円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。) 2020年3月1日

6. その他の本売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本売渡対価の交付について東芝インフラシステムズが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

以 上